

TORIUS／催事使用申込書

有限会社トリアスマネジメント 御中
トリアスプロパティマネジメントオフィス 御中

当社は、貴社が福岡県粕屋郡久山町において運営・管理する商業施設「TORIUS」へ、以下の条件で申込を致します。
また出店に際し、末尾記載の取決め事項及びトリアス催事場使用規則を遵守することを誓約いたします。

住 所
電話番号
会社名

代表者

印

※ 本確認書に記載の無い事項については、別紙「トリアス催事場使用規則」に記載の内容通りとします。

物 件	1	区 画		
	2	区 画 詳 細		
基 本 条 件	1	催 事 名		
	2	催 事 実 施 期 間	自: 年 月 日 ()	
		※ 準 備 ・ 撤 去 含 む	至: 年 月 日 ()	
		催 事 実 施 期 間 詳 細	実施期間(開始)	年 月 日 () ~
			実施期間(終了)	年 月 日 () ~
			実施期間(開始)	年 月 日 () ~
			実施期間(終了)	年 月 日 () ~
	実施期間(開始)		年 月 日 () ~	
	3	営 業 業 種 及 び 品 種 品 目	店名 : 業種 : 品目品目 :	
	4	実 施 内 容		
	5	固 定 営 業 料	円 (消費税等別途)	
		営 業 料 売 上 歩 合 営 業 費	売上に対し 歩率 % (消費税等別途) / その他:	
6	駐 車 場 費			
7	売 上 金 管 理 手 数 料			
8	損 害 保 険			
9	水 道 光 熱 費			
10	生 ゴ ミ ・ 廃 棄 物 処 理 費 用			
11	そ の 他 諸 費 用	・倉庫の使用料 : 円/月 (消費税等別途)		
12	営 業 時 間 及 び 営 業 日			
そ の 他	1	催 事 責 任 者		
	2	催 事 責 任 者 連 絡 先		
	3	フ ァ ッ ク ス		
	4	メ ー ル ア ド レ ス		
	5	支 払 い 方 法		
	6	支 払 い 条 件		
	7	返 還 口 座		
	8	そ の 他 特 記 事 項		

催事使用取決事項

- ・催事使用申込書にご捺印、ご提出いただいた後、催事使用条件確認書を発行いたします。催事使用条件確認書の発行をもって使用許可と致します。
- ・法令及び営業等で必要となる許可・指導を遵守いただきます。
- ・トリアスプロパティマネジメントオフィス及びTORIUSの建物管理会社である株式会社ケーファの指示に従っていただきます。
- ・営業における不良品等その他クレームは催事場使用者によって責任を持って対処した上でトリアスプロパティマネジメントオフィスへ報告を行ってください。
- ・釣銭・売上金管理は催事場使用者にてお願い致します。レジその他備品・消耗品は使用者にてご準備※要確認
- ・営業料等は別途案内する口座への振込とし、固定営業料については実施日の7営業日前までにお支払いください。なお、振込手数料につきましては催事使用者にてご負担ください。
- ・催事実施期間中、売上高は毎日トリアスプロパティマネジメントオフィスへ提出ください。
- ・催事実施期間中、トリアスプロパティマネジメントオフィスは当該催事のレイアウト等の変更ができるものとします。
- ・催事実施期間中、催事使用者が催事実施場所を含むTORIUS内、あるいは第三者へ損害を与えた場合には、催事使用者がすべての責任を負っていただきます。
- ・催事実施期間中、催事使用者における使用上の各種事故・火災・盗難による損害については、当施設(所有者及び施設管理会社を含む)及びトリアスプロパティマネジメントオフィスは一切責任を負いません。
- ・催事実施期間満了後、実施場所を明け渡さない場合、トリアスプロパティマネジメントオフィスにより撤去を致しますが、かかる費用及び明け渡さないことによる損害を請求いたします。
- ・催事実施期間は上記の期間とし、延長は致しません。万が一延長を認める場合でも当該催事は継続使用には該当しません。
- ・下記、その他危険を生じる恐れのあるものの持込については、諸官庁への届出及びトリアスプロパティマネジメントオフィスの指示に従ってください。
- ・暴力団、総会屋その他反社会的勢力に所属、あるいは関係する者の使用はお断りいたします。実施許可後に発覚した場合には当方より発行する許可は無効とし、催事実施期間にあってもトリアスプロパティマネジメントオフィスにて即刻撤去できるものとします。